

重要事項説明書（訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション） （介護老人保健施設なでしこ）

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

事業者の名称	医療法人松栄会
施設の名称	介護老人保健施設なでしこ
開設年月日	平成23年 4月 5日
所在地	熊本郡平生町大字平生村895番地
管理者名	小幡 雅則
電話番号	0820-57-3800
ファックス番号	0820-56-8181

(2) 介護予防・訪問リハビリテーションの目的

通所リハビリテーションは、要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。

(3) 介護予防・訪問リハビリテーション計画の作成

- ① 介護予防・訪問リハビリテーションの提供にあたっては、診療、運動機能検査、作業能力検査等を基に、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成します。
- ② それぞれの利用者に応じた通所リハビリテーション計画を作成し利用者又はその家族に対し、その内容等について説明し同意を得るとともに交付致します。

(4) 職員の体制

	常勤	非常勤	夜勤	合計	業務内容
医師	1			1	医学的管理
理学療法士	2			2	リハビリテーション
作業療法士	3			3	リハビリテーション
合計	6	0	0	6	

(5) 営業日及び営業時間

- ・営業日 月曜日～土曜日 但し、12月31日～1月3日を除く
- ・サービス提供時間 8:15～17:00(但し、サービス提供時間は、8:15分以降より移動開始17:00までに異動終了となるため区域等の事情により決定する)

(6) 通常の事業の実施地域

平生町・柳井市・田布施町
※平生町・柳井市・田布施町については、離島を含まない。

2 サービスの内容

- ① 介護予防・訪問リハビリテーション計画の作成
- ② 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ③ 個別リハビリテーション(短期集中個別リハビリテーション)

3 利用料金

(1) 介護保険対象の利用料

① 介護予防・訪問リハビリテーションの利用料

介護保険では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。

利用料は、介護保険負担割合証に記載されている割合(1割、2割又は3割)を負担いただきます。

以下は、1割負担の方の1回当たりの自己負担分です。

- ・要介護……308円(1回につき)
- ・要支援……298円(1回につき)

なお、ご利用になるサービスによって、次の通り加算されます。

- ・サービス提供体制強化加算として6円加算されます。
- ・リハビリテーションマネジメント加算(イ) 1ヵ月 ……180円
- ・リハビリテーションマネジメント加算(ロ) 1ヵ月 ……213円
- ・事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合…1ヶ月 270円
(上記は介護予防を除く)
- ※ただし、上記のリハビリテーションマネジメントのサービス内容を変更する場合には、加算料金に変更となる場合があります。
- ・短期集中個別リハビリテーション実施加算(1回当たり)
退院日(退所日)又は認定日から起算して3ヵ月以内 ……200円
- ・利用日を開始した日に属する月から起算して12月を越えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合。 ……所定単位数から1回につき30単位を減算
- ※算定要件を満たした場合……………減算なし
- ・事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合
……………1回につき50単位を減算

(2) 支払い方法

- ・毎月10日頃までに、前月分の請求書を発行しますので、当月中にお支払いください。
領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、預金口座振替、施設窓口での現金払い又は銀行振込のいずれかでお願いします。

4 協力医療機関等

(1) 協力医療機関

- ・名称 坂本病院
- ・住所 柳井市余田3626-2
- ・電話 0820-23-6800

- ・名称 厚生連 周東総合病院
- ・住所 柳井市古開作1000-1
- ・電話 0820-22-3456

5 お客様苦情・相談窓口

- * リハビリテーション主任 瀬下 慶展
対応時間 8:30~17:00 (但し、12月31日~1月3日を除く)
電話 0820-57-3800
- * 平生町役場 熊毛郡平生町大字平生町210-1
電話 0820-56-7115
- * 柳井市役所 柳井市南町1-10-2
電話 0820-22-2111
- * 田布施町役場 熊毛郡田布施町大字下田布施3440-1
電話 0820-52-5809
- * 山口県国保連合会 山口市朝田1980-7
電話 083-995-1010

6 非常災害対策

- (1) 非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、消火設備その他必要な設備を設け定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- (2) 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に関する具体的な契約や通報、連携体制について定期的に従業者に周知徹底します。
 - ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、煙感知器、報知機 など
 - ・ 防災訓練 年2回実施

7 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生または再発することを防止するため次の措置を講じます。

- ① 事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。(損害賠償、市町村、利用者の家族への連絡等)
- ② 事故が発生した時または、それに至る危険性がある事態が生じた時に、当事実が報告されその分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- ③ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。

8 高齢者虐待防止について

高齢者虐待または再発を防止するため次の措置を講じます。

- ① 虐待が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された高齢者虐待の防止のための指針を整備する。(市町村、利用者の家族への連絡等)
- ② 虐待が発生した場合または、虐待を疑う事態が生じた時に、当事実が報告されその分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- ③ 高齢者虐待防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。

9 第三者による評価の実施状況について

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

10 禁止事項

当施設では、安心して介護予防・訪問リハビリテーションをご利用いただくため、利用者の『営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、飲酒、喫煙』は禁止します。

11 その他

当施設については、パンフレットを用意してありますのでご請求ください。